

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和8年第1回定例会追加議案の説明

(1) 議案第71号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第71号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和8年2月24日

健康福祉局

## 議案第 7 1 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の 制定について

### 1 条例改正の背景

- (1) 介護保険法施行令の一部改正（令和 7 年政令第 4 2 0 号）
- (2) 介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正（令和 8 年政令第 6 号）

### 2 改正の主な内容

- (1) 上記 1（1）及び（2）の改正に伴い、令和 8 年度の保険料率の算定に関し、合計所得の額の算定方法の特例を定めるもの
- (2) 上記 1（1）及び（2）の改正に伴い、市町村民税が課されていない者のうち、一定の要件に該当する者について、令和 8 年度の保険料の算定に関し、市町村民税が課されているものとみなすこととするもの

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行

## 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号 (令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>43 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下同じ。)又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「規定する合計所得金額(」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、」と、「する。以下同じ。)をいい」とあるのは「し」とする。</p> <p>44 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>45 第43項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p>46 <u>第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市の区域内に住所を有する者(同法第294条第</u></p>	<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号 (令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>43 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「規定する合計所得金額(」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、」と、「する。以下同じ。)をいい」とあるのは「し」とする。</p> <p>44 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>45 第43項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。次項から附則第49項までにおいて同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「規定する合計所得金額(」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、」と、「する。以下同じ。)をいい」とあるのは「し」とする。</p> <p>47 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「規定する合計所得金額(」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、」と、「する。以下同じ。)をいい」とあるのは「し」とする。</p>	

改正後	改正前
<p>48 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「規定する合計所得金額（）」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、」と、「する。以下同じ。）をいい」とあるのは「し」とする。</p> <p>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>49 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p> <p>（1）令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市の区域内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規</p>	

改正後	改正前
<p>定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</p> <p>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</p> <p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</p> <p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p> <p>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第19条に規定する市長が規則で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</p>	

改正後	改正前
<p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、川崎市市税条例第19条に規定する市長が規則で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、川崎市市税条例第19条に規定する市長が規則で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p>	
<p><u>50 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>	
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>51 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>46 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u> <u>2 改正後の条例の規定は、令和 8 年度分の保険料から適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>	